

帯広空港供用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、帯広空港供用規程を定めるものとする。

(運用時間等)

第2条 帯広空港の運用時間 13時間（午前8時から午後9時まで）

ただし、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することがある。

2 帯広空港機能施設事業等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(帯広空港の概要)

第3条 滑走路の本数（長さ×幅）

滑走路 1本（2,500m×45m）

2 単車輪荷重

滑走路 43t

3 エプロン

9バース（大型航空機用2バース、小型航空機用2バース+5バース、）

4 ILS施設の有無、数、運用カテゴリ

1式 カテゴリ I 精密進入灯火

(空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第4条 次に掲げる帯広空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(1) 総合案内所、観光情報センターその他の帯広空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

(2) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の帯広空港に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第5条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、帯広市空港管理条例（昭和55年条例第39号）及び帯広市空港管理条例施行規則（昭和56年規則第2号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。